

去す。煩<sup>ねが</sup>為<sup>わ</sup>くは査照して施行せんことを。須らく咨に至るべき者なり。

右、琉球国に咨す

崇禎五年（一六三二）五月二十九日

王爵を請封す等の事

咨

注（一）尚（豊）の咨（二九一一）。

（二）存恤 なぐさめめぐむ。ねぎらいあわれむ。

（三）接 でむかえる。

（四）完固 完全で堅固なこと。ここでは船体が完成した意。（〇八〇八）によれば、造艦工事は終ったが桅（帆柱）が得られないとある。

1-08-10

福建布政司より（宛先欠）、四回目の迎接使の帰国に際し、その復命のために与える咨（一六三三、四、一五）

福建等処承宣布政使司、王爵を請封し愚忠<sup>ぐちゆう</sup>を効し盛典を昭らかにする事の為にす。

崇禎五年（一六三二）十一月十五日、琉球国中山王世子尚<sup>しやう</sup>（豊）の咨を准くるに称すらく、正義大夫林国用等の官を差遣し、夷梢を率領し前来して天使を迎せしむ、等の縁糸あり。司に到る。

旧例を査照して存恤し安挿するの外、続いて通事王克善等の呈に拠るに、蚤<sup>すみ</sup>やかに回文を賜わりて帰国し復命する事を乞う。善等、命を奉じ船隻に坐駕して前来し四たび接して天使を恭迎す。今に迄<sup>いた</sup>り事竣<sup>おひ</sup>れば、帰国は即<sup>ちか</sup>きに在り。例として回文有り。伏して乞う、蚤やかに賜いて以て復命に便ならしめんことを。公務は悞<sup>おく</sup>る無く遠人は徳を戴くに庶<sup>ちか</sup>からん、等の情あり。司に到る。此れに拠り、合に就ち回覆すべし。此の為に備糸し移咨して前去す。煩<sup>ねが</sup>為<sup>わ</sup>くは査照して施行せんことを。須<sup>す</sup>らく咨に至るべき者なり。

崇禎六年（一六三三）四月十五日

注（一）尚（豊）の咨（二九一五）。

（二）王克善 古波津親雲上。久米村王氏の出身か（『市史宝案抄』三九四頁）。

（三）須らく…者なり この後にあて先を示す「右、…に咨す」という文を脱。

1-08-11

福建布政司より琉球国あて、五回目の迎接使の帰国に際し、その復命のために与える咨（一六三三、五、三二）

福建等処承宣布政使司、王爵を請封し愚忠<sup>ぐちゆう</sup>を効し盛典を昭らかにする事の為にす。

崇禎六年（一六三三）四月十日、琉球国中山王世子尚<sup>しやう</sup>（豊）

の咨を准くるに称すらく、都通事金応元等の官を差遣し、夷梢を率領し前來して天使を迎接せしむ、等の縁絲あり。司に到る。旧例を查照して存恤し安挿するの外、続いて通事林有材等の呈に拠るに、蚤やかに回文を賜わりて帰国し復命する事を乞う。材等、命を奉じて船隻に坐駕し前來して五たび接して天使を恭迎す。今に迄り事竣れば、帰国は即きに在り。例として回文有り。伏して乞う、蚤やかに賜いて以て復命に便ならしめんことを。公務は悞るる無く遠人は徳を戴くに庶からん、等の情あり。司に到る。此れに拠り、合に就ち回覆すべし。此の為に備繇し移咨して前去す。煩為わくは查照して施行せんことを。須らく咨に至るべき者なり。

右、琉球国に咨す

崇禎六年（一六三三）五月初三日 対同せる通吏陳必賢

王爵を請封する事

注（一）尚（豊）の咨（二九一八）。

（二）金応元 一五九〇—一六五三年。与那嶺親雲上。久米村金氏

（具志堅家）の七世（家譜（二）一五八頁）。

1-08-12

福建布政司より琉球国あて、四回目の迎接使の帰国に際し、その復命のために再度与える咨（一六三三、五、三）

福建等处承宣布政使司、王爵を請封し愚忠を効し盛典を昭らか

にする事の為にす。

崇禎五年（一六三二）十一月十五日、琉球国中山王世子尚（豊）の咨を准くるに称すらく、正議大夫林国用等の官を差遣し、夷梢を率領し前來して天使を迎接せしむ、等の縁絲あり。司に到る。旧例を查照して存恤し安挿するの外、続いて通事王克善等の呈に拠るに、蚤やかに回文を賜わりて帰国し復命する事を乞う。善等、命を奉じ、船隻に坐駕して前來し、四たび接して天使を恭迎す。今に迄り事竣れば、帰国は即きに在り。例として回文有り。伏して乞う、蚤やかに賜いて以て復命に便ならしめんことを。公務は悞るる無く遠人は徳を戴くに庶からん、等の情あり。司に到る。此れに拠り、合に就ち回覆すべし。此の為に備繇し移咨して前去す。煩為わくは查照して施行せんことを。須らく咨に至るべき者なり。

右、琉球国に咨す

崇禎六年（一六三三）五月初三日 対同せる通吏陳必賢

王爵を請封す等の事

注\*本文書は、同年四月十五日付の（〇八一〇）とほぼ同文で、日付は（〇八一）と同じである。四回目の冊封使迎接の使者林国用らの出発が遅れたため、五回目の迎接使金応元らと同時に、帰国のため再度回文を発給されたものと思われる。

（一）尚（豊）の咨（二九一五）。